

第4回 熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要

日 時：平成20年2月7日（木） 午後3時00分～午後5時00分

会 場：駐輪場8階会議室

出席者：山口会長、荒木副会長、鈴木委員、落水委員、木下委員、下川委員、田中委員、寺本委員、西島委員、西村委員、林委員、原委員、村上委員、松崎委員、山形委員

欠席者：齊藤委員

山口 会 長	<p><b>1 開会</b></p> <p>ただ今から、「第4回熊本市自治基本条例検討委員会」を開会いたします。まず、委員の方々の出欠についてですが、齊藤委員は所要のため欠席するとの連絡がっております。</p> <p>なお、本日の委員会は、2時間程度を予定しておりまして、午後5時には終了したいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、まず、今回、使用いたします資料の確認を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>（資料確認）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 次第</li><li>・ 資料1 4案の作成経過</li><li>・ 資料2 4案のスケルトン（条立て）比較</li><li>・ 資料3 4案の条文一覧</li></ul>
山口 会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>前回の委員会では、条例に盛り込むべき項目と内容等の協議に当たっては、今回お示した4案を基に検討するということであったかと思っておりますので、まず、4案についての説明を事務局からお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>4案の作成経過等につきまして説明いたします。</p> <p>まず、資料1の「4案の作成経過」をご覧ください。</p> <p>この資料は、4案がどのような過程を経て作成されたのかを、時間を縦軸としてまとめたものです。</p> <p>まず、右から2番目の「市民会議」欄をご覧ください。</p> <p>平成15年9月、「市民会議素案作成開始」とありますが、自治基本条例の素案の作成開始に当たりましては、行政が公募として市民の方々に参加を呼びかけましたところ、116名の方々に集まっていただきました。会の名称は、ここでは「市民会議」とさせていただいておりますが、正式には「協働のまちづくりをすすめる市民会議」と言います。</p> <p>発足後は、全体会議や起草委員会、さらには自主的な会議も開催されるなど、活</p>

発な論議を踏まえられまして、平成16年の7月に市民会議として、自治基本条例素案とその解説を取りまとめた「協働のまちづくりをすすめるための提言」を市長に提出していただきました。

次に、「市民会議」欄の左側の「行政」欄ですが、市は市民会議からの提言を受けまして、行政案の作成に取りかかりました。

具体的には、全庁的に職員へこの案に対する意見を聞いたり、荒木副会長や林委員には法的整備でアドバイスをいただきながら行政案を作成し、その後、パブリックコメントや地域説明会を開催し、市民のご意見を反映させ、行政案の修正を行いました。

そして、資料1の左にあります「議会」欄へ移るわけですが、平成17年の3月に議会へ「熊本市自治基本条例案」として提案いたしました。

議会におきましては、当初、総務委員会に付託されましたが、同定例会で「熊本市における地方自治推進のあり方に関する調査」を目的に新たに「地方自治の推進に関する調査特別委員会」が設置され、それ以降はこの特別委員会で審議されることとなりました。

審議の状況につきましては、前回の委員会で配布いたしました特別委員長の委員長報告に記載されておりますので、ご参照いただければと思います。

その後、平成19年の1月開催されました特別委員会において、正副委員長から修正素案が提示され、審議されましたが、「各委員からさまざまな意見があり、この時点で、原案、修正素案ともに、全会一致での意見の集約を行うことは困難であり、基本条例である以上、僅差による採決はそぐわない」との判断で、特別委員会の正副委員長修正素案と行政案の判断はせず、特別委員会から「執行部、議会、市民がまさに一体となったシステム」という提案があり、今回、この検討委員会が設置されることとなりましたところでして、この件に関しては前回の委員会でご説明したとおりです。

最後に、資料の右側の「より良くする会」の欄ですが、より良くする会の案は平成16年7月に市民会議が提言しました市民会議素案に市民会議の有志の方々によって、修正を加えられたもので、平成19年の1月に開催されました特別委員会への陳情とあわせて提出されたものです。

それでは、次に、4案の構成につきまして、その概略を説明いたします。

資料2の「4案のスケルトン(条立て)比較」をご覧ください。

まず、行政案と市民会議素案、さらにより良くする会の案の作成に当たっての考え方ですが、これは、市民、市議会、市との協働により、自主自立のまちづくりを進める必要があるということで、市民、議会、行政三者のそれぞれの役割を明らかにし、参画と協働の基本原則を定め、協働の前提となる相互信頼を構築するための情報共有や、透明性の高い市政運営などについて基本的な事項を規定する、という

	<p>考え方にに基づき、条立てを整理したものと考えております。</p> <p>個別に申しますと、行政案と市民会議素案につきましては、条項数は、行政案が29、市民会議素案が34と異なっておりますが、先ほど、4案の作成経過で説明いたしましたように、行政案は市民会議素案の趣旨を踏まえまして作成しておりますので、条文としての言葉使いや表現については、多少異なる部分はありますが、基本的には同じであると思っております。</p> <p>次に、より良くする会の案ですが、これにつきましても市民会議素案を基礎に、「市民のためのより良い自治基本条例」を目標に条文の議論と研究を重ね作成されたもので、規定している項目につきましては、細分化しているものもあります。</p> <p>ただ、この案は、平成16年12月時点のもので、条文でいいますと第20条まで検討が済んでおりますが、それ以降は検討が済んでいないものとなっております。</p> <p>最後に、特別委員会正副委員長修正素案ですが、この案につきましては、特別委員会におきまして、行政案の修正案として、あくまでも特別委員会の正副委員長の素案として提出されたものであります。</p> <p>条項数については、分かりやすくということで20に整理してあり、上から8番目から13番目までの参画や協働の規定がありませんが、30番目にありますように、参画と協働によるまちづくり条例等を3年以内につくるという規定を設けております。</p> <p>また、その他の項目についても、今後、考える必要があるということから28番目に「育てる条例」という項目を設けてあります。</p> <p>このほか、29番目の「対話の原則」等が盛り込まれております。</p> <p>この正副委員長素案につきましては、先ほども申しましたように、特別委員会の中で、行政案を修正するための「たたき台」として示されたものであります。</p> <p>4案の構成につきましては、その概略を説明いたしましたが、4案の各条文の内容につきましては、お手元に配布しております「資料3」の「4案の条文一覧」に整理しておりますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>以上で4案についての説明を終わります。</p>
山口 会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明に対し、ご意見等をいただきたいと思います。その前に、前回の委員会で3人の委員の方々からありました提案について、若干、説明したいという申し出がっておりますので、5分程度でお願いしたいと思います。</p>
西村 委員	<p>(前回、提出された提案書に記載されている下記の6項目について説明)</p> <p>1 本委員会は、二元代表機関(議会と市長)の合意事項に基づいて発足したものであり、その合意事項を正確、誠実に実行することがその使命である。従って、具体的な検討に先立ち、その合意事項を再確認し、誠実に実行していくことを宣言す</p>

	<p>るべきである。</p> <p>2 委員会の名称を変更する。具体的には、合意事項で表現されている言葉を使用し、「より良い熊本市自治基本条例（案）策定委員会」とする。</p> <p>3 目的を、「より良い熊本市自治基本条例（案）の策定を目指す」と明記する。</p> <p>4 市民、議会、市長（行政）が三者一体となって、お互いを尊重し、相互理解を深め、充分論議を尽くす運用を心がけること。</p> <p>5 市長は、本委員会の決定事項を充分尊重することを表明すること。</p> <p>6 この提案について納得のいく説明が得られない場合は市長ご出席のもと確認会議を開催するよう要請します。</p>
山口 会長	<p>今、説明のありました提案につきましては、前回の委員会で提出されたものですので、今回は、この提案を踏まえて議論がなされたと思います。</p> <p><b>2 項目、内容等の協議について</b></p> <p>それでは、議題に戻ります。今回は、項目と内容等の協議がテーマでして、資料につきましては、事務局から説明がりましたが、その内容につきまして、質問等はありませんか。</p>
林 委員	<p>資料の中身についてお伺いいたします。まず、特別委員会正副委員長修正素案には、「参画・協働の原則」、「青少年・子どもの参画」等が入っておりません。これをはずした理由ですが、どのような経過を経て、そのような結論になったのかをご説明いただきたいと思います。</p>
山口 会長	<p>当委員会は、過去の検証が目的ではありませんが、どういう項目が必要かについては、今後、議論していくことにもなるとお思いますので、簡単にお答えできることであれば、説明をお願いいたします。</p>
鈴木 委員	<p>まず、「参画・協働」を正副委員長の素案の中ではずした理由ですが時代の流れとしては「参画・協働」というのは大変大事であると思っております。多分、市民会議の方達は、このことについて幅広く検討されたと思いますが、「参画・協働」ということを考えた場合、コミュニティをどうするのか、とか幅が広いということが1点ありました。</p> <p>もう一つは、「参画・協働」という言葉を一人歩きさせないことが重要だろうと。ここは議論が必要と思います。</p> <p>先程、西村委員からも話がありましたが、地方自治は二元代表制です。首長さんというのは代表的な地位にあると考えたときに、これは総務委員会でも議論をさせていただきましたけど、権限が集約するがために、過去においてその権限が悪用されたケースがあるということで、「協力しなさい」または「協力すべきだ」という悪用される可能性がある。これをきちんとよくしないと、特に日本の自治の形成過程を見ても、自らお互い勝ち得たものではないという歴史的な要因もありま</p>

	<p>すので、しっかりとそこら辺の情報を加味して、本当の意味で「参画・協働」を担保すべきだろうと……。その意味では時間が足りないということで、確か13条できちんと3年以内に検討すべきだということで外させていただきました。</p>
林委員	<p>神奈川県では、協働事業の実施のための基本事項として、協定だとか、対等な関係の構築だとか、また、課題認識と目的の共有、プロセスの共有、役割分担と責任範囲の明確化、公平性、公正性の確保、透明性の確保、さらに責任なども全部協定の中で盛り込んだ中で、協働事業を実施するということを発表されていまして、川崎市は実施していました。それから総務省も協働関係についての捉え方、責任のあり方、協定のあり方、事業の進め方などについて、報告書の形で発表しています。特別委員会で検討していた時期には、既に神奈川県も川崎市も具体的に協働事業を実行していました。ところが、この辺のところは検討されていないし、川崎市にも行っていない。</p> <p>私が、今ここで確認したいのは、今後、本委員会で条例案を検討するに当たっては、他都市の条例、さらには、政令指定都市などの情報を踏まえて検討していただきたいということです。</p>
鈴木委員	<p>議論の進め方ですが、林委員、その点は心配いらないと思います。</p> <p>それから、正副委員長修正素案に対し、いろいろな質問をいただいております、分かる範囲はお答えしていきたいと思いますが、それぞれ4案とも差異があります。</p> <p>例えば、市民の方達が一生懸命に作ってきた案を、行政が変えてしまったという話を、1番最初にお聞きしたのですが、このことについてどうしてそんなふうに修正したのかをここで議論しても過去の検証にしかありません。過去のそういう部分に後退することなく、もう1回何かを作るということであれば、委員をやらさせていただきますが……。前向きに議論を進めないと思わないと思いますので、その辺を整理しながら進めていただければと思います。</p>
山口会長	<p>林委員からは、「協働」が重要だというご指摘だったと思いますが、まずは、今後の条例作りに当たって、どういった方法で進めていくのかということについて議論したいと思います。</p> <p>最初から一つひとつ条文の内容まで比較検討していきますと、なかなか進まないと思いますので、まず資料2を見ながら今後、どういった項目を入れていったらよいかを議論してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
田中委員	<p>4案を比較しますと、議論の対象になるのは、「参画・協働」をどう考えるかという事だと思います。まず、「参画・協働」、それから「情報の共有」や「知る権利」を少し議論して皆さんの合意といいますか、協働の認識を持たないと話がなかなかまとまらないのではないかと思います。</p>
鈴木委員	<p>4案の一つひとつの項目には、考え方について多少温度差があったり、いろいろあると思いますので、進め方としては今言われたように共通認識をどこで持つのか</p>

	<p>ということが大変重要なところになるし、しっかりと議論していく必要があると思います。</p> <p>具体的な進め方といたしましては、例えば「前文」「目的」「定義」「自治の基本理念」は、それ以降の項目がどうなるのかで決まってくると思いますので、5番目の項目以降について、まず議論をしてはどうでしょうか。議論の中で例えば、違う意見が出てきた場合、調整できるのかできないのか、または、同じように意見がまとまらないが意識は一緒だというような整理をしていくと、条例がどういうものか見えてくると思います。そして、「前文」「目的」「定義」「自治の基本理念」の議論に入るといいう流れがいいのではないかと思います。</p>
山口委員	<p>項目の協議に当たっては、まずは内容は別としまして、資料2を用いまして、一つひとつ要るか要らないかを議論したいと思っていますところですが、いかがでしょうか。</p>
西村委員	<p>4案はそれぞれの立場で作られているので、今日は、皆さんがそれぞれ思っていることをフリー討論してはどうでしょうか。そうすれば議論が深まっていくと思います。</p> <p>例えば、行政案は市民会議素案を基に半年かけて策定したのですが、市民会議素案では市民を主権者と位置づけていたのが、行政案ではそう位置づけていないなど、全然違うものになっています。他にも・・・</p>
山口会長	<p>今は、どのような進め方をするかのフリートークングですので、その点に絞っての議論をお願いいたします。</p> <p>例えばですが、資料2を基に上から順番に「必要なもの」、「議論すべきもの」とに区分してはどうでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>8番の「参画及び協働の原則」と30番の「参画と協働によるまちづくり条例等の整備」は対応していると思います。また、正副委員長修正素案にしかない29番の「対話の原則」や31番の「法令遵守・公益情報通報制度」それと32番の「人事制度の確立」を含めて、上から順に整理してはどうでしょうか。</p>
山口会長	<p>それでは、そのような方法で進めさせていただきます。</p> <p>上から一つひとつ進めていきたいと思いますので、何か議論があれば、手を挙げていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>資料2についての追加説明です。</p> <p>一番左に番号がありますが、その次にある四角で囲んだ数字は、他都市の制定状況でして、例えば1番の「前文」については、65都市中64都市に入っているということです。</p>
鈴木委員	<p>議論をスムーズに進めるために確認しておきたいのですが、今から項目を1個1個やりますが、それについての議論をするかどうかの確認ということでよいのでしょうか。</p>

山口 会長	<p>まずは、項目毎に盛り込むのか、あるいは盛り込むことについて、議論する必要があるかどうかを確認したいということです。</p> <p>それでは、上から順に整理していきたいと思います。</p> <p>(協議結果)</p> <p>注1 番号は資料2の整理番号</p> <p>注2 項目名は行政案を使用(一部他の案等の項目有り)</p> <p>条例に盛り込むと決定した番号及び項目(15)</p> <table border="0"> <tr><td>1 前文</td><td>16 財政運営</td></tr> <tr><td>2 目的</td><td>21 情報共有</td></tr> <tr><td>3 定義</td><td>23 説明責任</td></tr> <tr><td>5 市民の権利及び役割</td><td>26 国、他の地方公共団体等との連携</td></tr> <tr><td>6 市議会の役割</td><td>27 最高規範性</td></tr> <tr><td>7 市の執行機関等の役割</td><td>28 条例の見直し</td></tr> <tr><td>8 参画及び協働の原則</td><td>30 参画と協働によるまちづくり条例等の整備</td></tr> <tr><td></td><td>34 附則</td></tr> </table> <p>「8」と「30」は、あわせて議論</p> <p>盛り込むかどうか議論するとした番号及び項目(19)</p> <table border="0"> <tr><td>4 自治の基本理念</td><td>19 審議会等</td></tr> <tr><td>9 青少年・子どもの参画</td><td>20 総合的な行政サービス</td></tr> <tr><td>10 市民参画制度、施策への反映</td><td>22 個人情報保護</td></tr> <tr><td>11 市民活動団体との協働</td><td>24 意見及び提案の取扱い</td></tr> <tr><td>12 協働による地域のまちづくり</td><td>25 行政手続</td></tr> <tr><td>13 自治推進委員会の設置</td><td>29 対話の原則</td></tr> <tr><td>14 住民投票、住民投票の請求及び発議</td><td>31 法令遵守・公益情報通報制度</td></tr> <tr><td>15 総合計画</td><td>32 人事制度の確立</td></tr> <tr><td>17 行政評価</td><td>33 環境保全</td></tr> <tr><td>18 組織体制</td><td></td></tr> </table>	1 前文	16 財政運営	2 目的	21 情報共有	3 定義	23 説明責任	5 市民の権利及び役割	26 国、他の地方公共団体等との連携	6 市議会の役割	27 最高規範性	7 市の執行機関等の役割	28 条例の見直し	8 参画及び協働の原則	30 参画と協働によるまちづくり条例等の整備		34 附則	4 自治の基本理念	19 審議会等	9 青少年・子どもの参画	20 総合的な行政サービス	10 市民参画制度、施策への反映	22 個人情報保護	11 市民活動団体との協働	24 意見及び提案の取扱い	12 協働による地域のまちづくり	25 行政手続	13 自治推進委員会の設置	29 対話の原則	14 住民投票、住民投票の請求及び発議	31 法令遵守・公益情報通報制度	15 総合計画	32 人事制度の確立	17 行政評価	33 環境保全	18 組織体制	
1 前文	16 財政運営																																				
2 目的	21 情報共有																																				
3 定義	23 説明責任																																				
5 市民の権利及び役割	26 国、他の地方公共団体等との連携																																				
6 市議会の役割	27 最高規範性																																				
7 市の執行機関等の役割	28 条例の見直し																																				
8 参画及び協働の原則	30 参画と協働によるまちづくり条例等の整備																																				
	34 附則																																				
4 自治の基本理念	19 審議会等																																				
9 青少年・子どもの参画	20 総合的な行政サービス																																				
10 市民参画制度、施策への反映	22 個人情報保護																																				
11 市民活動団体との協働	24 意見及び提案の取扱い																																				
12 協働による地域のまちづくり	25 行政手続																																				
13 自治推進委員会の設置	29 対話の原則																																				
14 住民投票、住民投票の請求及び発議	31 法令遵守・公益情報通報制度																																				
15 総合計画	32 人事制度の確立																																				
17 行政評価	33 環境保全																																				
18 組織体制																																					
(協議途中の主な意見等)																																					
西村 委員	「4」では、「基本理念」と「基本原則」について議論してもらいたい。																																				
林 委員	「8」の「参画・協働」では、民間の方々の協働がないと、行政はスムーズに動かなくなることがこの10年間で特に顕著となってきたように思う。官から民へというスローガンで、国は、権力行政の最たる建築確認事務を民間の指定確認検査機関でも行えるようにしたり、また、自治体では、公の施設の管理を民間で行う指定																																				

	<p>管理者制度を導入したりした。民間を活用するという考えと同様に、参画と協働は、総務省も国も基本認識となっている。</p>
鈴木委員	<p>「13」では、「自治推進委員会」の形態も含めて議論したい。</p> <p>「15」の「総合計画」については、位置づけ程度ならいいが、あえて自治基本条例に入れる必要があるのかと思う。現在、総合計画の見直しをしているが、首長が選ばれることとの時間的な整合性などがあるので、盛り込んで大丈夫かということなどを議論したい。</p> <p>「19」、「20」は、現状を書いてあるだけなので、「10」の「市民意見提出手続き」との整合性をどうするのかとかいうことも含めて、議論したい。</p>
山形委員	<p>「19」で、私は、今、保健推進部会に参加しているが、形骸化というか内容が頭に入らないうちに、議事が終わってしまうということがある。このようなことも議論できればと思う。</p>
山口会長	<p>項目の整理が終わったところですが、この他にも盛り込んだ方がよいと思われる項目があると思いますので、何かご意見があればお伺いしたいと思います。</p>
西村委員	<p>苦情処理の問題ですが、実際、全ての職員が規則通りに間違いなくやっているとは限らないわけで、中には行き過ぎた面も見受けられます。そういうことが発生した場合に、救済する機関を設置すべきだと思います。第三者機関的なオンブズマンのような救済機関を設置するという点について議論していただきたい。</p>
田中委員	<p>コミュニティについてですが、今後、政令指定都市になれば、区役所ができ、そこで仕事も全部やれるというようなことを市政だよりに書いてありましたけれども、自治会とか、校区自治協議会というものが、地方自治法の中でどういう位置づけになっているのか、どのように定義してあるのかが、私には分かりません。</p> <p>もう一つは公益情報通報制度のことです。これはかなりの都市で今やられていますが、仕事に緊張感を持たすためには必要だと思いますので、こういうものを考えて欲しいです。</p>
山口会長	<p>西村委員のコミュニティについては、自治会や校区自治協議会、さらには地方自治だと地域自治区、合併すれば合併特別区というものがありますので、これらの議論につきましては、「コミュニティ」のところを議論してはどうかと思います。</p> <p>田中委員の公益情報通報制度につきましては、31番のところにありますので、そこで議論するということになります。</p>
鈴木委員	<p>西村委員が提案されたオンブズマンについては、「公益情報通報制度」の中で議論をするということで考えられたらどうでしょうか。</p>
山口会長	<p>苦情処理についてですが、行政不服審査法に基づく苦情処理制度は、昨年7月に国の附属機関の検討会から提案がありまして、改正案が多分、3月に提案されると聞いておりまして、その辺を踏まえましてどうするのかという議論をしたらと思</p>

	います。
西村委員	<p>出資団体についてですが、今後、どういうふうに行行政が関与していくかという点を議論していたほうがよいのではないかとということが1つ。</p> <p>もう1つは、熊本を今後、どういうまちにするのか、どういう都市にするかという都市ビジョンを議論しておく必要があるのではないかと思います。それを自治基本条例の条文に書くかどうかは別な問題として、そういう議論が必要ではないかと思ひます。</p>
山口会長	<p>出資団体につきましては、多くの自治基本条例では、「財政運営」のところて書いているところが多いようです。先ほど、「財政運営」については項目としては盛り込むとのことでしたので、その内容を検討する中で、議論してはと思ひます。</p> <p>それから、都市ビジョンにつきましては、「総合計画」で作り方が出るところが多いと思ひますので、「総合計画」については、その項目を盛り込むかどうかを議論することになりましたので、その際に、議論したいと思ひます。</p> <p>新しい項目について、今日、いくつかご提案がありましたて、まだあると思ひますので、次回にご提案されてもよろしいかと思ひます。</p>
鈴木委員	<p>議論する項目については、今、取りまとめていただいたので、今度は項目の論点というものを整理した資料が必要だと思ひます。</p> <p>それと項目を残すか残さないかを含めて議論するとき、市民の方も入っていますので、現状がどうかの確認が必要と思ひます。それで関係局長さんがおられればいいのですが、必要によっては、関係する部長さんに来てもらって、現状を報告してもらい、その認識があった上で議論してはどうかと思ひます。さっきの審議会の話ではないですが、審議会に参加してみても初めて下請け機関だと分かったけれども、それをどう活性化するかということが問題なのです。まずは、現状を知るところからしか始まらないということもありますので…。それから議論してはいいかがですか。</p>
山口会長	<p>項目については、今、一応整理いたしました。次は、内容の話になりますが、内容を議論していく中で、4つの条例案を比較したり、他の自治体の条例を見れば議論をそれ程深めなくてよいというもの、それから熊本市の状況が分からないと議論できないものが出てくると思ひますので、そのような場合はヒアリングを実施するというにしてはどうでしょうか。</p>
西村委員	<p>鈴木委員の提案には、大賛成です。</p> <p>提出していただきたい資料がいくつかあります。1つは、どういう条例がどこにあってどういう内容かというのが分からないので、熊本市が制定した条例、規則、要綱、訓令、それから都市戦略を全部出していただきたい。もう1つは、自治体が運営されるに当たり、国との関係は無視できないわけですので、2000年の分権改革以後の、国からの通達で、熊本市にきているもの全てを出していただきたいと</p>

	<p>ということです。</p> <p>それから、これは議論の中でこれから出てくると思うのですが、例えば、何か問題が起きたときに、第三者機関の検討会が設置され開催されていると思いますので、その内容を、これはその都度でかまいません。</p> <p>最初の2つは大至急出していただきたいと思います。</p>
寺本委員	<p>条例、規則を全部揃えて出しますと、なかなか理解しにくいと思います。</p> <p>項目を検討するに当たっては、4案と65都市の条例を踏まえ、ほとんど議論するということでしたので、議論をする中で、論点を絞っていただければ、条例と規則につきましては提出いたします。</p> <p>要綱につきましては、理想的には統一したものにし、例えば総務局の法制室でまとめるべきという方向性は持っておりますが、現在、要綱は各課で策定されており、膨大な数ともなりますことから、これを揃えることはちょっと厳しいと思います。論点を絞ったところでお話いただければと思います。</p>
西村委員	<p>論点を絞る前に全体を明らかにするべきだと思います。</p> <p>そうしないと、何がどこにあるかというのは分からないからです。各局でこういう条例、こういう規則があるというのが分かる一覧表を作ればいいのです。なぜこういうことを言うかということ、この要綱なり規則に基づいて、実際に行政が執行されているという現実があるわけで、それを我々は知らなければならないと思うからです。それらを知った上で判断したり、いろいろ疑問があれば質問して、更に深めていくとか、そういうことが必要になると思います。だから膨大であろうが無かるうが、それはやっぱり揃えて、はっきりさせないといけないと思うのです。</p>
木下委員	<p>事務局に何でも資料を求めるという態度はやっぱりよくないと思うのです。ものすごい残業時間にもなりまして、そこからその条例がずらっとここに並べられたとして、そこから得られるものというのが全然見えてこないの、私はそういうことを求められる必要はないと思います。何でも全て、事務局が出せるというわけじゃないですよ。事務局はおそらく言いたいですから私が代わって言いますけど、私も本当にそう思っているのですけど。何でもこれ出せ、あれ出せと言っても議論が深まらないので、こういう事を知る必要があるから、これを出してくれと絞られて言ってください。</p>
西村委員	<p>木下委員は市長をやっていたから、分かるのではないかと思います。ところが、我々は、今どういう条例がどこにあって、どういう内容かというのは分からないわけです。</p>
木下委員	<p>それはインターネットで検索されたらどうですか。</p>
西村委員	<p>インターネットがない人はどうしますか。</p>

木下委員	それは情報公開に聞かれたらどうですか。
西村委員	しかし、これは論議をするところですから、条例を作っているわけですから、熊本市の条例がどこにどうあるかというのを、そういう資料を出さなかったら論議できないでしょう。
木下委員	例規集がここに並べばそれで済むじゃないですか。例規集を見られたらいいじゃないですか。
西村委員	だから並べてください。
木下委員	ここでいちいち例規集を見てどうするのですか。
西村委員	読むのです。
木下委員	読んで来られたら良いじゃないですか。
西島委員	条例、規則の数が、今、論議になっていますけど、私の記憶では800ぐらいの条例がありますし、規則はそれの倍以上あると思います。その条例の中身から言いますと、例えば手続き条例が結構あります。それから我々の給与関係とかそういうものもあります。そういうものは、一般にお出ししていますので、ご希望があればいつでも出すということになりますが、例えば住民の方に負担を求めるとか、給付の制限をしているとか、こういう場合は出しますよとかいう条件を付けているものがありますが、そういうものを具体的に議論する場が出てきたときに、その時にそれをしっかりお互いに勉強する方が効果的であると思います。全体が必要だということであれば、それは皆さんで、例えば800全部を見ようということもあるかもしれませんが、会議の効率性から言えば、絞っていただいた方がいいと思います。
山口会長	とりあえずは、次回、例規集を1セット用意していただくということによろしいでしょうか。
西村委員	その場合、例えば、環境局なら環境でどういう条例があるのかという一覧表を作ってもらいたいのです。
山口会長	それは目次が付いていますので、一度、見ていただければと思います。
鈴木委員	例規集は、そういう整理がしてあります。ただし条例と規則のみしか出せないと思います。残念ながら、要綱は万単位あって、私も一般質問で、要綱は規則に、規則は条例にと、高知県を参考にしながら言っているのですが、今は、その整理に向け一生懸命やってくれているところでして、まだ掌握できていないということです。まずは、条例・規則について局ごとのものはすぐに出せますので、それでまず

	ご理解いただいたらどうでしょうか。そうすると、あるテーマを論議しているときに、条例や規則があることが分かり、概要を説明してもらおうかと言うことが出来るようになるのではないのでしょうか。
山口 会長	では、今回は、例規集を1セット用意していただくということでよろしく申し上げます。
林 委員	2年程前に、地方自治法が改正されましたが、それに伴い、自治基本条例に新たな項目を盛り込むことを考慮している政令指定都市などがあると聞いています。よろしければそういうものを調べてもらえないのでしょうか。
事務局	次回までに、政令指定都市の状況を調べさせていただきます。
西村 委員	国からの通達は、出していただけますね。 国から来ている文書の一覧表です。
寺本 委員	国の通達は、業務毎に通達されますことから、それぞれの部署、一番小さい単位では課・係でそれを綴ってあります。私もどれくらいあるかは分かりませんが、とにかく膨大な資料ということは言え、それがすぐに揃えられるかというのは不可能に近いと思います。しかし、こういうものが必要だということでしたら、それは揃えられると思います。
西村 委員	国から来た通達は、総務局長が全然知らないところで入ってきているのですか。
寺本 委員	市も組織に分かれており、それぞれの局の業務がございますので、所管する業務範囲につきましては、ある程度、通達が来ているのは把握できていますが、他の局の分までは、私も把握しておりません。
西村 委員	そうすると、国の通達というのは、局長は他の局のものは分からないが、その局のものは分かるということですね。
寺本 委員	局内のものであっても、特に細かい規定とか通達まで局長が把握しているということは、それはちょっと難しいと思いますけど、ある程度、重要なことについては把握していると思います。他の局の通達まで把握しているというのは非常に難しいと思います。これはどこの自治体でも一緒だと思います。
西村 委員	そうしましたら、各局長が把握している範囲で、全部出していただきたいと思えます。
寺本 委員	絞っていただければいいのですが。
西村 委員	だからどういうふうに絞るかというのが分からないのです。だから聞いているのです。
寺本 委員	どういうことを知りたいかと言って頂ければいいのですが。
西島	西村委員のお話は、一言で言えば市がどういう手順で、どういう決まりがあって

委員	<p>何をしているのかわからないということだろうと思います。これは、先ほども話があったように、我々が基本にしていますのは、法ですが基本は条例です。例えば皆さんのサービスを制限するというのは全て条例に基づかないとできません。市民の方と非常に直結するのは条例で、ほぼ条例を見れば大体分かるはずですが、毎日の窓口の事務、こういうものについては、意外と通達であったりしますが、そこを見るよりも条例、規則をまず見ていただければと思います。そこから更にこういうところを見てみたいということであれば、それは必要に応じて出します。絞った形で見ていただけないかと思います。</p>
山口 会長	<p>通達類につきましては、各省庁で編纂し、業務ごとにまとめられた本が発行されておりますので、まず、それを一度見ていただければと思います。</p>
落水 委員	<p>「自治基本条例」という名称につきましては、最近では市民に分かりやすい名称をつけた自治体もあるようですので、この「熊本市自治基本条例」を否定するという意味ではなくて、目的や前文を論議する中で名称についても論議いただければと思います。</p>
山口 会長	<p>新たな提案ということで、名称についても議論したいと思います。</p>
原 委員	<p>条例の各項目の内容をこれから議論していくわけですので、合わせまして項目のタイトルについても、議論していただければと思います。</p>
山口 会長	<p>各条文の見出しについても、内容によっては変わるということもありますので、合わせて議論したいと思います。</p> <p>次に内容の検討方法について議論をしたいと思います。</p> <p>このことにつきましては、先程、鈴木委員からもご提案がありましたが、例えばまず題名を決めて、「前文」を見て「目的」、「定義」というように上から順番に議論するというやり方もあるかと思いますが、個別の具体的な規定が後に出てきますので、この具体的な内容がある程度固まらないと、「目的」や「理念」、さらには「定義」などを定めるのは難しいと思います。従いまして、先に個別の条文から議論していき、それから「目的」や「理念」、「定義」などを議論してはどうかと思いますがいかがでしょうか。</p>
山形 委員	<p>項目の検討方法はその方向でいいと思いますが、例えば、「市民」という定義については、この場で少し話し合うだけで見えてきたりもしますし、各項目を議論する中でも出てくると思いますので、「定義」の議論は、必要に応じて行っていただければと思います。</p>
山口 会長	<p>分かりました。「定義」につきましては、個別の条文を議論していく中で、イメージが作られていくこともありますので、適宜、議論していきたいと思います。</p> <p>項目の検討に当たっては、総論的な「前文」、「目的」、「定義」、それと「基本理</p>

	念」は最後とし、まず5番目の「市民の権利及び役割」から具体的に議論したいと思います。
鈴木委員	せっかく規定する項目を議論しましたので、例えば、5、6、7を「役割関係」というように、今度はカテゴリーごとに分類してはどうでしょうか。そうすると先ほど西村委員から要求のありました資料につきましても、言いやすくなってきますし、現状を執行部から聞くときも整理しやすくなると思います。
山口会長	1条1条議論するよりも、ある程度まとまりをもったものとして見ていってはどうのご提案でした。 確かにその方が整理しやすいので、そのようにしていきたいと思います。 (整理結果) 注 番号は資料2の整理番号 1～4 「総論」 5～7 「役割」 8～12 「参画・協働」 13、14 個別に議論 15～20 「行政の仕組み」 21、22 「情報」 23～25 「説明責任」 26～28 個別に議論 29、30 「参画・協働」 31 個別に議論 32、33 「行政の仕組み」 34 個別に議論 その他 ・自治会、校区自治協議会、合併特例区は、12の「協働による地域のまちづくり」で議論 ・都市ビジョンは、15の「総合計画」で議論 ・苦情処理は、31の「法令遵守・公益情報通報制度」で議論 ・出資団体は、47の「財政運営」で議論
西村委員	熊本市が政令指定都市になるというのがだいたい見えてきたので、それに伴う制度を論議しておく必要があるのではないかと思います。これは「行政の仕組み」に入るのでしょうか。
木下委員	合併がもし決まっていなるとすると、そういうことをここでやること自体、他の町村を刺激すると思いますので、それはやめられたほうが良いと思います。他の町が議決していればいいですけど、議決してない段階で、「ここはもう合併が決まった。もうすぐ政令指定都市になる。」というのは、危ないと思います。
西島委員	政令指定都市移行後の組織、区政につきましては、住民の方や議員の先生方も含めた場を作って議論しなければならない大きな問題ですから、それをここでするの

	<p>はやめておいたほうがいいと思います。</p>
山口 会長	<p>「条例の見直し」は、議論することになっておりますが、合併した後、「条例の見直し」の中で検討されてはいかがかと思ひます。</p>
鈴木 委員	<p>政令指定都市移行後の組織につきましては、木下委員の言われるとおり、刺激しますので外した方がいいと思ひます。その上で、12の「協働による地域のまちづくり」では、コミュニティも含めて議論しますが、そこで地域内分権ということでポリシーを検討するということであればいいかなと思ひます。その程度にされたいかがでしょう。</p>
山口 会長	<p>分かりました。コミュニティという観点からも検討できると思ひますので、そういった方向にしたいと思ひます。</p> <p>では次回は、5番から7番の「役割」から検討していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。ご発言されてない方で、何かご意見はありませんか。</p>
木下 委員	<p>私は今たまたま講演とかコンサルティングで全国の自治体をまわる機会があるのですが、色んな自治体が条例を作っており、そこにはそれぞれの社会的背景があるはずなんですけど、この資料で1つだけ気になったのは、65都市の中で何都市あるという数が入っていて、その数にこだわられるべきではないと思ひます。たくさんやっているからやるとか、少しだからやらないとかいうのではなくて、他の町がこういう理由でやっていると、これを熊本市で考えてみると意味があるからやるのかやらないのかという議論されたほうがいいと思ひます。</p> <p>私は、たまたまこの23区の中の条例を作っている区に住んでいたり、今は、横浜に住んでおりますが、住民が参加するという自治を考えた場合は、それらの市よりおそらく熊本市が上だろうと推測はしております。投票率にしてもかなり違いますし、自治会も私が住んでいた23区とか横浜市とかあることはあるんですけど、住民が参加するというレベルではないんですね。ですから、他がやっているから、政令市がやっているからやらなければならないのではなくて、そういった町より熊本市の方が、はるかに歴史があるんですね。歴史がある熊本市だからこういうことをしたいという観点に立たれるべきだろうと思ひます。全国まわると、他がやっているからうちもやるんだといって、よく考えずにやるところがいっぱいあるんですよ。ただそれは、例えば、鳥取の片山前知事のように、あらゆる自治体が総合計画をつくっていても、それはうちでは意味が無いからやらないという事を言う方がいらっしゃるので、是非、熊本市も、これだけここからお城が見えますけれども、伝統のあるところなので、伝統と地域の実態を踏まえて、これがいるとかいらぬとかという議論をされないと、今ほとんど住民の方に聞いてまわって、今のところ30人以上になりましたが、自治基本条例のことを知っている人は相変わらず1人もまだあたっておりませんので、できても動かない状態で終わることのないよう</p>

	<p>に、意義があるものを作ってください。</p>
荒木副会長	<p>3点、申し上げておきますが、1点目は要望として、住民自治の強化という言葉がひとつ必要になるかなと思いますので、それをどこにおいておくのかということが1点。</p> <p>2点目は山形委員が申されておりましたように、どのレベルで使う言葉でも、同じ言葉であれば同じ意味合いを持たせないといけないということに気をつけないといけないということです。</p> <p>我々は「セマンティック（意味論的）・アプローチ」という言い方をしておりますが、それが成立しない論文はいくらよい理論といわれてもだめです。ですから、これは普通の政策レベルでも同じですから、そういう用語の使い方、用語法に気をつけましょうということです。</p> <p>3点目は、地方自治法202条の4、あるいは合併特例法23条に地域自治区の規定が定められておりますが、これとコミュニティや地域内分権をどのカテゴリーでまとめるかということです。</p> <p>今回のカテゴリーについては、事務局がまとめられると思いますが、あらためて見たとき、これはこちらのほうがと気付くことがあるかもしれませんので、次回は、短い時間でもいいですから、このカテゴリーについて審議していただけたらと思います。</p>
山口委員	<p>カテゴリーについては、暫定ですので、議論の中で少し動かしてはと思います。それでは、次回は4つの案を比較して、内容を議論したいと思いますので、よろしくをお願いします。この他に気付いたことやアイデアがあれば、随時、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p><b>3 次回開催について</b></p> <p>次回開催につきましては、事前に調整させていただいた結果、4月11日、金曜日の午前9時30分から開催いたしますので、よろしくをお願いします。</p> <p><b>4 閉会</b></p> <p>それでは、これもちまして、本日の委員会は終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>